

第11回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第11回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成14年7月1日(月)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時37分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会長職務代理 矢 口 貢 男

委 員 村 橋 忠 夫 渡 辺 政 勝

武 山 和 行 藤 岡 功

杉 田 實 男 山 田 登

三 井 怜 子 高 橋 稔

横 山 善 道 川 島 清 夫

山 崎 雄 作 船 戸 繁 俊

上 野 政 幸 棚 橋 壽 子

長 屋 孝 大 西 克 巳

小 森 英 明 河 口 衛

高 瀬 茂 花 村 進

石 神 み ち 子 坂 正 光

平 光 節 夫

以上24名

顧 問 山 田 忠 雄

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

久 保 田 ・ (ひとし)

以上 1名

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

副幹事長 宇野敏勝 田垣隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会産建水道専門部会

専門部会長 長野昌秋

高富町・伊自良村・美山町合併協議会総務専門部会

専門部会長 船戸時夫

行政一般分科会長 鷺見奉子

一般管理分科会長 長屋義明

企画財政副分科会長 三輪隆博

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向隆

事務局職員 上野達也 久保田裕司

安川英明 土田浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 新委員委嘱
- 4 議題

報告事項

報告第20号 第1回・第2回議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について

協議事項

協議第8号 新市の名称について（継続協議）

協議第22号 新市まちづくり計画について（継続協議）

協議第33号 国民健康保険事業の取扱いについて（継続協議）

協議第36号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて

協議第38号 産業・建設関係事業の取扱いについて

協議第39号 個人への補助金等の取扱いについて

協議第40号 事務組織及び機構の取扱いについて
確認事項

第12回合併協議会開催日程等について

- 5 その他
- 6 閉会

事務局長 開会前に連絡事項を申し上げます。高富町の久保田委員におかれましては本日欠席でございます。また、委員の交替について事前にお知らせしますが、6月25日付けで高富町の平野委員が辞職されました。これに伴い会長職務代理者及び副会長と協議の上、高富町の山田登さんに委員に就任していただきました。後ほど、委嘱状の交付等がありますので、よろしくお願いいたします。

最後に、追加の資料を机の上に置かさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

午後1時30分 開会

事務局長 大変お待たせをいたしました。ただ今より第11回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。開会に当たりまして、会長職務代理者であります副会長の矢口美山町長よりごあいさつを申し上げます。

会長職務代理 皆さま、大変お疲れでございます。

本日は大変お足元の悪いところではございますが、第11回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開会するにあたりまして、本日欠席の久保田委員を除きまして、全員の方にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先般は、議員定数等の小委員会をつくっていただきました。既に2回の小委員会を開催していただきまして、ご苦労様です。

いよいよ合併協議会も最終段階ではございますが、委員の皆様の格別のご協力をお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

事務局長 早速ではありますが、議事に入らせていただきます。議長につきましては、職務代理者である矢口副会長をお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速ではございますが、議事に入りたいと思います。

まず、報告事項につきまして、報告第20号の第1回・第2回議会議員の定数等に関する検討小委員会報告について、小委員会の河口委員長から報告をお願いします。

委員 それでは、ご指名によりまして報告をさせていただきます。

議会議員の定数等に関する検討小委員会は、6月3日に開催されました第10回合併協議会におきまして、新市の議会の議員の定数等に関して調査・審議することを目的として委員会を設置するということが承認され設置されましたことは、皆様方ご承知のとおりでございます。

本協議会長職務代理者の矢口美山町長及び副会長の村橋伊自良村長が協議の上、本協議

会規約第8条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する委員のうちから、各町村4名ずつの委員、計12名が指名された訳でございます。なお、委員の名簿は報告資料に添付してございますので、ご覧いただきたいと思えます。

このことを受けまして、6月13日木曜日ですが、全員出席のもと、第1回の議会議員の定数等に関する検討小委員会が開催されました。その席におきまして、委員の皆様方のご推挙により、不肖私が本小委員会の委員長に互選をされました。誠にその器ではございませんが、皆様方のご協力をいただくということでお受けをすることにいたしました次第であります。よろくお願いを申し上げます。また、その席上、順位第1位の副委員長には伊自良村の上野政幸委員が、順位第2位の副委員長には高富町の藤岡功委員が互選されましたので、併せてご報告をいたします。

小委員会の任務を考えますと、協議会に報告する前に会議の内容がいろいろと外部に流出するということになりますと、円滑な会議運営に支障が生ずるとということが懸念されるということで、小委員会の会議は非公開とすることに決定されました。

次に、議会議員の定数、任期及び選挙区の取扱いについて協議を行いました。

市町村の新設合併が行われた場合、合併関係市町村の議会の議員は、すべてその身分を失うことが原則であることから、合併に際しましては、地方自治法及び公職選挙法の原則を適用する、それから議会議員の定数特例制度を適用する、もう一つは、議会議員の在任特例制度を適用する、その3つの案のうちからいずれの制度を選択するかにつきまして、慎重に協議をいたしました結果、概ねの方向としましては、議会議員の在任特例制度を適用する、この制度を選択することが確認をされました。

なお、在任特例制度を適用した際の在任期間につきましては継続協議となりました。また、議員定数や選挙区を設けて選挙を行うかどうかにつきましても、引き続き協議を行うことになりました。

以上で第1回の小委員会が終わっておりますので、まず報告をさせていただきます。

続きまして、6月28日金曜日に第2回の議会議員の定数等に関する検討小委員会を全委員出席のもとで開催をいたしましたので、同時にこの概要についてもお報告をさせていただきます。

まず、冒頭に小委員会の委員の交代につきまして報告をいたしました。これは6月25日に平野元さんが合併協議会委員を辞職されたことにより、小委員会委員も自動的に辞職されたということによるものでございます。そこで、翌6月26日に後任の小委員会委員

に杉田實男さんが指名されまして、当小委員会においてご尽力を賜ることになった次第でございます。

次に、第1回小委員会で継続協議となっておりました在任特例制度を適用した際の在任期間について主として協議をいたしました。問題が問題で、いろいろ論点を整理するのに時間がかかりまして、最終的には意見集約に至らず、次回の小委員会に持ち越して継続協議ということになりました。

いずれにいたしましても、小委員会の目的としております事項は、いろいろと難しい調整を要することが多く、私どもに課せられました任務の重さを改めて痛感しておる次第でございますが、新しいまちづくりのための最善策として、12名の委員の意見を結集して結論を導き出せるように尽力をいたしたいと考えておりますので、今しばらくご猶予をいただくことにご理解を賜りますようお願いを申し上げます。委員長の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

ただいま河口委員長から報告がございました件につきまして、何かご質問、ご意見などがございましたらお受けをいたしたいと思えます。

何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なし。

他によろしゅうございますか。

暫時後

特にご質問、ご意見もないようでございますので、続きまして協議事項に入らせていただきます。

協議事項といたしまして、継続協議となっております協議第8号及び協議第22号につきましては、後程の協議とさせていただきます。まず協議第33号の国民健康保険事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

これにつきましては、前回の協議会において国民健康保険事業のうち、無受診世帯表彰についての件が継続協議となっております。これにつきまして事務局から説明をいたします。

事務局長 この件につきましては、調整方針の中で無受診世帯表彰においては、1世帯につき5,000円相当の記念品を進呈するという部分につきまして、主に伊自良村の委

員さんから伊自良村では1万5,000円分の商品券等を交付しているのですが、この金額等について再検討できないかというような趣旨のご意見がございまして、私どもの方、幹事会あるいは町村長での協議において再度協議をいたしましたところ、結論から申しますと、原案どおりでお願いをしたいということでございまして、やはり前回もご紹介をいたしましたところですが、近隣の市町村の状況から比べても5,000円の記念品ということは遜色のあるものではないということ、それから、もともとこれは無受診世帯表彰の記念品ということでございまして、国保の給付というものとは趣が異なります。やはりあくまでも記念品という扱いのものでございまして、何卒5,000円という原案でご理解をいただきたいということでございまして。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました国民健康保険事業に係る無受診世帯表彰につきまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

委員 先回の協議会の席でご提案いただきまして、ただいま事務局長から一応原案どおりご承認いただきたいということでご説明がありました。先回の私と船戸委員さんが同じような考え方でご提案を申し上げた訳でありますけれども、方法として、いわゆる制度的にこれが生かされておるということであれば、何とかそれを有効に活用して、何とかお互いにあるからこっちの方で済ましておけばいいというようなことではもちろんないと思っておりますけれども、できればこの制度を活用して無受診世帯が増えるような、そういう方法を考えてご提案を申し上げた訳であります。うちの村は従来のやり方でありまして、ご承知のように世帯単位でももちろんそうなんですけど、被保険者個人についてもそれなりの報奨を与えるということがある訳でありますけれども、今回の提案は無受診世帯、その世帯単位としてとらえておるということであれば、何とかもう少し検討できないかということをお願いしてご提案した訳ですけども。

私としては、これ以上のことは申し上げられませんが、できれば新市になってから、暫時この方法でいながら、状況によってはあるいは国保の財政上の問題もあろうかと思っておりますけれども、この制度そのものの意味合いから、何とか新市においてもこの問題については抹消することなく考慮していただきたいと。そして、これは不必要なものであればこれは廃止すべきであると、あるいはこれによって効果が得られるということであれば、この金額等についてもご検討いただくような門戸だけはひとつお聞きいただきたいと

いうことを、要望を申し上げたいと思いますので、よろしく願います。将来の課題として残していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

議長 ありがとうございます。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ただいまのご意見のように、新市のできた時点で検討しながら進めさせていただくということで、現在は今日ご提案申し上げました件でご了承いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。ただいま説明いたしました国民健康保険事業に係る無受診世帯表彰につきまして、ご質問、ご意見もございませんでしたので、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ありがとうございます。異議なしということで、協議第33号の国民健康保険事業の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

次に、協議第36号一般職の職員の身分の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これについて事務局から説明をいただきます。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

協議36としてあります資料をご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

まず、調整方針案を朗読させていただきます。

高富町、伊自良村及び美山町の一般職の職員については、市町村合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。山県郡障害児療育施設事務組合、山県郡老人福祉施設事務組合、山県消防組合、山県郡環境衛生施設組合及び山県郡保健福祉事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に統一を図る。給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については現給を保障するという事になっております。

まず、一番初めの調整方針案の中に法律の規定が出てまいりますので、それからご説明

を申し上げます。

4分の3ページをご覧ください。

まず、今回の一般職の職員の身分の取扱いということで提案をさせていただいておりますけれども、法律上、地方公務員法の中では地方公務員の職は一般職と特別職に分けるといふようにしております、まず地方公務員法の特別職はこういう方ですよというのを列挙いたしまして、選挙あるいは議決等によって選ばれる方ですとか、また非常勤の嘱託員の方ですとか、それから消防団員、これら3項のところに列記をしてありますように、これらの方が特別職ですよというのをまず掲げて、第2項のところを見ていただきますと、一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とするということで、一般には普通の役場で働いている職員というふうに思っただけであればいいかと思えます。こういうものを一般職というふうに扱っております。

そこで上にまいります。市町村の合併の特例に関する法律という9条に合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際、現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないということで、要は合併したからには新しい職員としての身分を引き継ぐんだよということを書いてございます。第2項を見ていただきますと、職員の任免、給与その他身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならないということで、現在違う町村のもとで職員の給与等の身分の取扱いがなされておりますので、合併する場合には公平にと謳っております。この第9条というのがございますので、一番初めのページに戻っていただいて、一般職の職員についてはそのまますべて新市の職員として引き継ぐということにしております。

現在、3町村の職員の概要が記してございますが、それぞれ職員定数が条例定数と実職員数ということで明記してございます。条例定数で申しますと、3町村合わせますと397、実職員でいいますと367ということになります。これは3町村の職員でございます。

次の2ページにはそれぞれの職制別、例えば課長級、課長補佐級、係長級等の職制別の職員数を記してございます。これは一般行政職のみを記してございますので、先程の合計の数字とは若干異なります。技能職等別の職員がおりますので、若干数字が異なりますけれども、参考にいただけたらと思えます。

それから、給与につきましては、現在基本的には国と同じ給料表を使っておりますの

で、給料表そのものが違うということはないんですけれども、級制のところでは高富町と美山町が8級制で、伊自良村は7級制ということで、伊自良村は8級というものがございません。ただ、給料表そのものは同じでございます。それから、単純労務職につきましては、これは高富町だけが2級制をとっておりまして、伊自良村と美山町が3級制ということになっております。

その次のページには一般行政職、単純労務職、企業職の平均給料月額、平均給与月額、平均年齢等が参考までに記してございます。給料と給与の違いは備考欄をご覧くださいますと、給与というのは給料に諸手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等の月額を加えたものでございます。これも参考までにご覧ください。それから、4のところ、特殊勤務手当が記してございます。それぞれの町村の特殊勤務手当がございませぬけれども、備考欄をご覧くださいますと、左記の特殊勤務手当については、新市においてすべて廃止するというところで、現在あるものについてもすべて廃止する予定にしております。

調整方針案の2つ目でございますけれども、一部事務組合の職員、一般職の職員については、すべて新市の職員に引き継ぐというふうにしております。4分の3ページをご覧くださいまして、中段でございますが、それぞれ一部事務組合の名称と条例定数、実職員数が記してございます。山県郡保健福祉事務組合のところですけども、条例定数が7に対しまして実職員数ゼロということになっております。これはすべて町村からの派遣職員で運営されておりますので、いわゆるプロパーの組合職員という形では在任しておりませんので、参考までに申し上げておきます。すべて合わせますと条例定数で95、実職員数で74という職員数です。一部事務組合につきましては、3町村だけで構成している一部事務組合の仕事につきましては、従前の合併協議会でご協議いただいたとおり、すべて新市に基本的に引き継ぐということにしておりますので、当然のことながら、仕事も引き継ぐんだから一般職の職員についても引き継いでいこうという考え方でございます。

職員数については、合併をしていくという趣旨が、やはり定数の削減という部分も当然でございますので、新市になりましたところで定員適正化計画、当然削減計画がございませぬけれども、職員を削減していくという計画を立てて、定員管理の適正化に努めるということにしております。

それから、職名及び任用につきましては、各町村で若干異なっておりますので、これは合併時統一を図らせていただきます。

給与については、やはり調整し、統一を図る。給料表等も統一を図るということにいた

しますけれども、現在職員がもらっておる給与につきましては現給を保障するという
ことで、合併に伴って給与の引き下げということはいたしかねますので、現給保障というこ
とにしております。

1カ所訂正がございまして、申し訳ございません、4分の2ページの美山町の課長級の
ところですけども、「課長、局長」となっておりますけども、ここに「参事」が抜けてお
りました。大変申し訳ありません。追加していただきますようお願いをいたします。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第36号の一般職の職員の身分の取扱
いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

委員 一般職の給与についてお伺いする訳ですけども、いわゆる山県郡3カ町村、そ
れぞれラスパイレスの差は当然ありますよね。

議長 事務局からお答えいたします。

事務局長 ラスパイレスにつきましては、先程説明を省略いたしました、4分の2ペ
ージの最下段に記してございまして、確かに差はございます。ご覧になったとおりでござ
います。

議長 よろしゅうございますか。

委員 先程説明がありました職員の定数の件でありますけども、この定数の検討につき
ましては、新市になってから検討するというようなご説明でありましたが、私たちが先進
地を視察した折に、特に篠山市といえますか、合併してからそういうことについてなかな
か適正化が見えてこないというような批判があるということをお聞きをてまいりまし
たが、できるだけ早い時期にこういった適正化の方向を現実に定着してほしいと思いま
すが、例えば期限を切って、例えば5カ年でどれくらいにするとか、あるいは10年たっ
たらどのくらいにするとかということ、できれば合併前に検討してほしいと思うん
ですが、いかがですか。

議長 事務局からお答えをします。

事務局長 おっしゃる趣旨は十分わかりますが、あくまでも定員適正化については新し
い市のもと、市長あるいは議会のもとに立てたいと思っておりますが、当然合併前にお
きましてこの合併協議会の中でもある程度の目途は立てていきたいというふうに思っ
ております。正式なものとしての適正化計画はやはり市でしかたてられないというふう
に思

っておりますけれども、合併協議会の中でも検討はしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 よろしゅうございますか。

委員 済みません。ラスパイレスのところを見ますと、いわゆる伊自良村が96.8、美山町が91.2と低い訳ですが、いわゆる合併後に現在いただいとる現給を保障するというところでございますわね。そうすると、ここで差が出てくる訳ですが、その差はどうされる訳ですかね。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 合併の時点では合併に伴って給与を下げることはいたしません。当然合併に伴っていきなり職員の給料が上がることにもなりませんので、現在何らかの形で職員の中で不公平が生じているものについては、ある程度中・長期的な意味で調整を図ってまいりたいというふうに思っています。

委員 いや、これねえ、いわゆるラスパイレスが違うということは、給料が違うということなんですよ。それで、合併した時点では同一に合わせるのか、それとも合併した後に、何カ月後に合わせるのか、その点だけお伺いしたいんですが。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 合併した時点で合わせるということではなくて、合併後に調整を図っていききたいというふうに思っています。

委員 それは、いわゆる月を切る訳にはいかんわけですか。合併して後に合わせるということで、何カ月後になるまでに合わせるかということではない訳ですね。そうすると、それは少なくとも合併して1カ月2カ月先になったじゃなく、ラスパイレスが低いものはいわゆる給料が低いつてことなんですから、それはやっぱり合併した時点で早々に合わせにゃいかんということを考える訳ですが、その点どうですか。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 ラスパイレスが異なっていることにつきまして、どのような原因で異なっているかという事情がいろいろあるかと思うんです。あくまでも現行制度を適用する上で不公平ではないかというものにつきましては、合併後に調整していきたい。その他の原因によるものについては、これは原因を究明した上で調整を図ってまいりたいというふうに思っています。

議長 よろしいですか。

暫時後

委員 一般職についてはすべてその論議の趣旨に沿って、調整していただきたいと思えます。例えば、各町村においても、例えば嘱託職員だとか、あるいはパート職員というものがかなりみえると思う訳ですけども、実質的なパート雇用というものは別にして、通常の嘱託職員というものはもうすべて期限を定めた雇用であり問題ないと思えますけれども、すべて職を失うという判断で間違いはありませんか。

議長 事務局からお答えします。

事務局長 申し訳ございません。今回はあくまでもこの調整方針は一般職のみを諮っております。次の協議事項で予定されております、特別職の方に入るテーマだと思えますので、ここではちょっとお答えはできないんですけれども、お許しをいただきたいと思えます。

委員 特別職についてはわかりますけれども、いわゆるここに数字に上がってこないようないわゆる嘱託職員のようなものは特別職ではない訳ですね。こういうのがどうなるのかということです。

事務局長 嘱託員は特別職ということになります。

委員 わかりました。

議長 他によろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、他にご意見もないようでございますので、一般職の職員の身分の取扱いにつきまして、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第36号の一般職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

次に協議第37号特別職の職員の身分の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これについて事務局から説明をいたします。

事務局長 続いてご説明申し上げます。

協議37の資料をご覧ください。座ってご説明をさせていただきます。

特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。調整方針案を朗読させていただきます。

新市の職務執行者については、3町村の長が別に協議して定めるものとする。

特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合はその規定を適用する。なお、当該規定のない場合は3町村の長が協議して定めるものとするとしております。

資料には常勤の特別職として、町村長、助役、収入役が掲げてあります。教育長につきましては特別職とはちょっと違うんですけれども、参考のために列記をしております。それから、各種行政委員ということで、教育委員会等を始め委員が列記しております。

まず、1番目の職務執行者というところのご説明を申し上げます。9分の3ページをご覧ください。中段に地方自治法施行令(抄)としてありますが、第1条の2というものがございまして、普通地方公共団体の設置があった場合においてはということで、今回新設合併というふうに予定しておりますので、設置があった場合に入るんですけれども、当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者または長であった者ということで、基本的には町村長とさせていただければいいかと思いますが、そのうちから、その協議により定めた者が当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行うということになっております。当然、常勤・非常勤を問わず、特別職につきましては原則としてその身分はすべて失われるというふうにさせていただければいいかと思いますが、その上にございますけれども、市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、市町村設置の日から50日以内に行うという規定になっておりまして、それが行われるまでの間、市町村の指揮をとる者が不在になるのを避けるためにこのような規定が置いてございます。要は3町村で協議したうちからその3町村長の協議の中で職務執行者というものが決まるという形でございます。

先程、上野委員からのご質問がございましたけれども、基本的には特別職の職員については、先程の合併特例法9条に基づく身分保障の規定がございませんので、新設合併によって合併した時点では身分を失います。一般論として身分を失うということになりますので、まずお答えをさせていただきたいと思っております。

調整方針の2つ目なんですけれども、行政委員会等の身分の取扱いについては法の特例の定めがある場合はその規定を適用することにしておりまして、この特例の定めのあるものを若干ご説明いたします。

まず、教育委員会ですが、教育委員会につきましては9分の5ページをご覧ください。法令の規定がたくさん列記をしておりますので、大変読みづらいかと思いますが、わかりや

すく説明したいと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令というのがございます。その18条、市町村の設置があった場合、これは新設合併の場合には、職務執行者が、従来の市町村の教育委員会の委員であった者の中から当該市町村の教育委員会の委員を臨時に選任するというので、先程ご説明いたしました職務執行者が従来教育委員でられる方の中から臨時的に当該新市の教育委員会の委員を選ぶ規定になっており、その意味は、その臨時になられた委員は、市町村の長の選挙後、最初に招集される議会の会期の末日まで在任するという規定になっております。教育長につきましても、その下19条というのがございまして、やはり新設合併の場合には、臨時に選任された委員の互選によって定めたものを教育長とするという規定になっております。

続きまして、9分の6ページ、選挙管理委員の特例がございまして、大きく2つ法令が掲げてあります。下段をご覧ください。地方自治法施行令というので、第4条、普通地方公共団体の設置があった場合、新設合併の場合ですけれども、選挙管理委員は議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者、または選挙管理委員であった者の互選により定めた者をもってこれに充てるということで、従来の委員さんの互選によって新しい市の暫定的な選挙管理委員を選んでくださいという規定になっております。新しい市ができて直ちに市長選挙等の選挙を行わなければなりません、不在の期間があるということが許されない選挙管理委員でございまして、このような規定を入れております。

同様の規定が固定資産評価審査委員会の委員にもございまして、9分の8ページをご覧ください。複雑になっておりますが、基本的にはやはり同じような感じでございまして、地方税法というのが掲げてございまして、第423条の8項で、やはり市町村の設置があった場合、新設合併の場合は長が選挙されるまでの間は職務執行者が選ぶ者という規定がありますし、次の9項を見ていただきますと、まず議会の同意を得てやられるんですけど、それまでの間は長がやはり暫定的に委員を選ぶんだよという規定になってます。3段階ですね、職務執行者が選ぶ方、それから新市長が選ぶ方、それから正式に議会の同意を得て選ばれる方という形で、特別な規定が法律でございまして、これらの教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会の委員につきましても、特別な暫定的な特例の取扱いがございまして、暫定的な規定がございまして、これに従うことになります。

それ以外の場合、公平委員会、監査委員につきましても、議会の同意を得て委員を選ぶという形、基本的な原則の形になっておりますけれども、当該規定のない場合は3町村の長

が協議して定めるといふうにいたしております。今説明申し上げました行政委員会等に限らず、特別職等も含めまして、各種委員会等につきましても3町村の長が協議して定めるといふうになっております。

説明、以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明いただきました協議第37号の特別職の職員の身分の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いします。

暫時後

ございませんか。

委員 ちょっとお尋ねします。

一般職は新市に引き継ぐということで、引き続き職に留まれる人はいい訳ですけども、先程上野さんが質問された職務代理者というんですか、嘱託職員の人は職を失うというようなお話だと思うんですが、そういう人たちにはどの時点であなたは失職するんすよということを伝えられるんですか。

議長 事務局からお答えいたします。

事務局長 誤解があるかと思うんですけど、今の時点でどなたが失職するかとか、そういうことではございません。先程申し上げましたのは、一般職員については法律の規定に基づいて身分を保障する規定があるけれども、特別職の職員については一切身分は引き継がれないと、そこで切れてしまうということまでを申し上げたところでして、その他のといたしますか、特別職の職員についてはここで申し上げましたとおり、3町村の長が協議して定めるといふうにいたしておりますので、今はまだいつの時点でどの方がどうなるか、つまり再任用するか否かにつきまして、まだ今ここで決まっているということではございませんので、あくまでも今後3町村の長が協議して定めるといふところに入っているといふうにご理解いただきたい。従いまして、まだどの方がどうなるというのをお伝えするということを、私ども事務局が申し上げる訳にはまいりません。

議長 他にございませんか。

暫時後

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、他にご意見もないようでございますので、特別職の職員の身分の取扱

いについては、原案のとおり承認させていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第37号の特別職の職員の身分の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

次に、協議第38号産業・建設関係事業の取扱いについてのご協議をお願いいたします。これについて事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

協議38としてあります資料をご覧ください。座ってご説明を申し上げます。

産業・建設関係につきましては、大きく分けて3つ、小口融資制度、公営住宅、それから都市計画、3つございますけれども、あわせてご説明をさせていただきます。

まず、小口融資制度でございますけれども、調整の方針を朗読させていただきます。小口融資制度については、中小企業者の経営安定を図るために岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施し、若しくはこれに代わる制度を設ける。なお、制度を見直す場合には、借入残高のある者が制度改正により支障を来さないよう最大限に配慮するというふう にいたしております。

既にご承知だと思いますけれども、小口融資制度というのは町村の側から金融機関側にある程度の預託金といえますか、お金を預けておきまして、その5倍まで融資を優位に取り計っていただけるという、大まかに言ってそういう制度でございます。細かくはこの資料の中に記してございますけれども、これを逐一説明する訳にもいきませんので、大きくはそういう制度でございますが、実は大きな問題がございまして、ペイオフの制度が今年から実施されております。今年は主に定期預金で実施されておりますけれども、15年4月からは完全実施ということで、普通口座も対象になるということです。2分の2ページをご覧くださいますと、現在でも高富町は4,800万円、伊自良村が150万円、美山町が1,000万円、高富町と美山町だけでも1,000万円を超える額を預けております。ペイオフ制度がもし実施されますと、1,000万円を超える部分につきましては戻ってこない可能性が高いということで、それでこのような調整方針になっておるところでございまして、岐阜県の施策動向を踏まえながら引き続き実施するという、あるいはこれに代わる制度を設けるというふう にいたしております。岐阜県も制度融資という、もっと多額の預け入れをする制度を持っておりますので、県の取扱いあるいは各市町村の取扱いも参考にしながら、なるべく中小企業者の方の経営が安定するために困らないように

はしたい、何らかの制度を設けたいということで、県の方はどうもまだ結論までは出ていないようですけれども、制度融資については金融機関に対する資金調達のための経費の助成ということも考えておるようでございますが、これらも見守りながら、新たな制度を考えたいということでございます。制度を見直す場合にも、現在借りておられる方が困ることにはしないというお約束をいたします。

小口融資については以上でございます。

次、公営住宅の方にまいります。

公営住宅につきましては、現行のとおりといたします。新市においても適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅供給の推進を図るものとするということで、現在、高富町と美山町に公営住宅がございます。伊自良村には公営住宅はございません。それぞれ現状を列記してございますけれども、高富町につきましては3つの公営住宅がございますが、いずれも建設年次を見ていただきますと、非常に古いということもございまして、現在新たな公営住宅をつくりたいということで計画をしているという状況でございます。それから、美山町につきましては、町営住宅、特定公共賃貸住宅、それからクラフトビレッジということで、これは特別でございまして、陶芸家の方が入居していらっしゃる住宅が2つございまして、いずれも現状の公営住宅につきましては、入居資格、使用料を含めまして現状のままで参りたいということでございますけれども、先程申しましたように、公営住宅供給の推進を図るということで、まちづくり計画にも掲げてございましたけれども、公営住宅の建設については推進する方向で参りたいということでございます。

公営住宅については以上でございます。

最後の都市計画でございますけれども、都市計画については現行のとおりとし、見直し等については新市において調整するといったしております。

現在、高富町は都市計画というのがございまして、高富町全域を指定エリアとする都市計画区域でございまして、昭和49年に指定をいたしまして以降、都市計画を運営しておりますが、都市計画が今伊自良村と美山町には現在ないということでございますので、新市になって1つの自治体となった段階では、基礎調査を始めとして何らかの見直しというものも必要かと思いますが、とりあえず15年4月1日の段階で現行のとおりということでございまして、これは未来永劫現行のとおりということではなくて、不断の見直しを行って、必要であれば調整をするということになると思いますが、とりあえず合併した段階では今現在のとおりのということでございます。

都市計画の概要が書いてございますけれども、参考 のところをご覧くださいますと、都市計画区域に指定されるとどうということになるかというのを参考に、例示的に列記してございます。開発許可の関係は面積条件が大きく異なってまいります。国土法の土地売買の届け出につきましても、やはり面積要件が変わってまいりますし、公有地の拡大推進に対する法律、有償譲渡の届け出についても発生してまいります。それから、建築基準法の適用、それから都市計画税につきましても、税のところでは協議していただきましたが、15年4月の段階では新たに設けないというふうにいたしておりますけれども、制度的には設けることができるということでございます。都市計画区域指定による効果もございません。もともと都市計画と申しますのは参考 のところにありますように、土地利用について何らかの規制をかける制度、高富都市計画の場合は市街化区域、市街化調整区域の線引きはいたしておりませんが、用途地域等の指定をいたしております、ある程度の制約がかかっているということ、それから基盤整備の関係、都市施設、街路、公園、下水道という都市計画という事業がございます。その他には、土地区画整理事業という形で、エリアを見直すという制度も内包しております。

このようなことで、基本的には都市計画については現行のとおりということでご了解いただきたいと思います。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第38号の産業・建設関係事業の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

暫時後

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、産業・建設関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということによろしくございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第38号の産業・建設関係事業の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

次に、協議第39号個人への補助金等の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

これについて事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

協議 39 としてあります資料をご覧ください。座って説明させていただきます。

調整方針案を朗読します。

個人への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとする。3 町村で同一あるいは同種の補助金等については統一を図るものとする。3 町村で独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整することで、団体への補助金等につきましては、既に過日の合併協議会でご検討いただきましたが、個人に対するもので、今回上げましたのは国、県レベルの制度に乗っかって3 町村同等のものを出しているものについては省いてございます。さらに、住民の生活に非常に関係の深いものを主に掲げてございます。

個別にご説明申し上げます。

チャイルドシート購入費助成につきましては、今伊自良村だけが制度を持っておりますが、これは新市において全市で実施するということになります。

災害弔慰金につきましては、制度はそれぞれ3 町村ともあるんですけれども、一番支給額の高い高富町、美山町の例により実施するということにいたします。

災害障害見舞金については、現在伊自良村が制度を持っておりませんけれども、新市においては高富町、美山町には同じ制度がございましてけれども、その制度で実施したい。

災害援護資金貸付につきましては、これにつきましては金額、制度はそれぞれ同様な制度がございまして、やはり金額が高富町と美山町が最も高いレベルにありますので、これに合わせていきたいということでございます。

次に、次のページにまいります。

家屋災害見舞金につきましては、ここで高富町 1 町だけが制度を持っておりますので、これについては全市で実施をしたいということでございます。

それから、合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、現在美山町だけが制度を持っております。高富町、伊自良村につきましては、大きな意味での下水道事業が進められておりますので制度を持っておりませんが、新市においては美山町の例により国、県の補助対象となったものを対象に補助金を交付する。補助対象区域については公共下水道認可区域を除く地域、農業集落排水区域で本管に面していない土地とするというふうにいたしております。基本的には美山町の例によって制度を実施します。国、県の補助対象となったものについては市からも補助を出すということにいたしておりますし、対象区域を絞っておりますのは、公共下水道あるいは農業集落排水事業のサービスを受けられると

ころについては対象外とさせていただきたいと。これについては事業を推進しておる目的からいっても当然なことだと思っておりますが、それ以外で高富町、伊自良村であってもそれらのサービスを受けられる可能性のない場所については、これらの補助金を受けられる可能性があるというふうにいたしたいと思えます。

生ごみ処理機器購入費助成金につきましては、最も補助金額の高い高富町に合わせたということでございます。

奨学資金につきましては、現在高富町が奨学資金貸付という制度を持っておりますし、美山町は、選奨生奨学金交付ということで、こちらは交付制度を持っておりますが、新市におきましては、高富町の例に準じ、日本育英会の制度を参考に貸付制度として実施するというので、現在の高富町の制度を参考に、より充実した制度として貸付制度を全市において実施したいということでございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第39号の個人への補助金等の取扱いにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。

暫時後

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、個人への補助金等の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただくということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第39号の個人への補助金等の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

次に、協議第40号事務組織及び機構の取扱いについてのご協議をお願いいたします。

これについて事務局から説明をいたします。

事務局長 それでは、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、冒頭お断り申し上げましたように、急遽調整が整ったので追加分として本日提出をさせていただきました。結果的に事前提出のルールを破ることになってしまいまして、誠に申し訳ないと思えますけれども、何とぞ今回ご協議をいただきますようお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

新市における事務組織及び機構について、次の新市における組織、機構の整備に基づき整備するものとする。

「新市における組織、機構の整備方針」 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 市民が利用しやすく、市民の声を適正に反映することができる組織・機構 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構 簡素で効率的な組織・機構

1、2、3ページまでは、現在の高富町、伊自良村、美山町の現行の組織・機構が参考までに付してございます。

4ページをご覧ください。一応現段階で新市の新たな組織・機構として提示した案が掲げてございます。先程申し上げました方針に基づいて協議をいたしました結果でございますが、まず1つは、やはり県内の他の市の例に基づいて、やはり事務事業が拡大をいたします。範囲、質ともに拡大をするということで、新たに部制を実施したいということでございます。その下に開設する課まで表示してございますけれども、それぞれ総務部、企画部、市民部、保健福祉部、保健福祉部につきましては、法に基づく福祉事務所の設置、これは市になった場合には福祉事務所は必ず作ることにありますので、福祉事務所機能を抱えた保健福祉部、それから産業経済部、基盤整備部、それから公営企業で水道部、7つの部を設置したいと思っております。それから、消防本部、これは今消防組合という形で運営しておりますけれども、当然市の組織に組み込まれますので、消防本部を設置していくということで、教育委員会につきましては、教育長の下に教育次長を置くとともに、課につきましても増強を図りたいと思っております。出先機関の関係でございますけれども、これは前の合併協議会でもご承認をいただいておりますが、伊自良支所、美山支所を設置したい。その他に現在美山町西武芸地区に西武芸出張所という形で、住民サービスをするための機関がございますので、これについてもそのまま存続をさせたいということで置いています。それから、産業経済部のところをご覧くださいと、農林水産課の中に林業振興室というのがございます。美山町を中心として林業、山を守るという部分が非常に必要だということで、これは美山町に職員を常駐させるような形で林業振興室を置きたいと思っておりますし、その下、産業団地対策室につきましては、これは県の産業団地を誘致するという意味もございまして、特別な部屋を設けたいということでございます。

基本的に、分課の組織を置くに当たりましては、課長さんの数が極端に増え過ぎないようにというふうに配慮をいたしておりますが、基本的には県の組織機構等を参考にいたしまして、部の設置をいたしております。やはり課を1つ設けるとするのは、それ相当の機

能あるいはそれ相当の仕事ということを考える必要がございますので、それらも考慮いたしまして、それなりのまとまりのある課としてやっていけるだけの構成を事務的には十分検討した結果でございますので、何とぞご理解をいただきたいと思ます。

説明、以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第40号の事務組織及び機構の取扱いについて、質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

暫時後

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、ご意見もないようでございますので、事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおり承認させていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第40号の事務組織及び機構の取扱いについては、原案のとおり承認されました。

続きましては、継続協議となっております協議第22号の新市まちづくり計画についてのご協議をお願いいたします。事務局から説明をいたします。

事務局長 ご説明をいたします。

別冊になっておるかと思ますけれども、新市まちづくり計画(案)という資料をご覧ください。

前回までは(仮称)新市まちづくり計画というふうにタイトルをしまりましたけれども、いよいよ最終的なものとしてご提出できる段階になりましたので、仮称を取りまして新市まちづくり計画という形で提案をさせていただいております。

前回、既に事業の背景等につきましては説明いたしておりますので、今回は新たに加えた部分に焦点を絞ってご説明をしたいと思っております。

14ページをお開きください。

主要指標の推計としてありまして、新市の人口の推計というのを1番に掲げてございます。これから財政計画等を立てるに当たりまして、どれくらいの人口を想定していくかというのが問題になります。あくまでも推計でございますので、非常に不確定な要素もたくさんございまして、推計そのものは非常に困難なんでございますけれども、できる限りの

ことということで、国勢調査などの結果をもとにいたしまして、コーホート法により推計いたしました。推計しますとケースAになります。平成32年、約20年後と置いていただければいいですけども、少子高齢化の進行が我が国全体で進んでおりますし、他に若年層の移動というのが非常に多いですから、約2万6,600人と非常に減少するという推計となりました。推計をする場合には、やはりその他の要素、新市誕生を機に、もっと定住してもらおうという計画、これら新市のまちづくり計画にも掲げてございますけれども、これらを想定した場合、ケースBでは約2万8,700人ということで、これも減少するというものでございますけれども、我が国全体で少子化が非常な速度で進んでおりまして、新市も当然これに例外なく巻き込まれてまいります。さらに、ここで特に人を雇用できるだけの能力など特別なものを用意しない限り、やはり人が減るとするのは止むを得ないという推計でございます。

15ページに参りまして、新市の世帯数の推計でございますけれども、世帯数については増える想定をしております。世帯人数というのがこの表をご覧くださいとわかるんですが、平成12年の場合は世帯人員が3.33ということですが、これどんどん減っていております。核家族化という言葉もございますけれども、減る可能性があります。平成32年の推計では2.97ということで、個々の世帯当たりの人数というのは減ってまいり可能性がございますので、世帯数は増えていくんじゃないかというのが予想されます。そうなりますと、行政が対応すべき業務というのが増えてくるということでございます。

新市の就業状況の推計でございます。これも非常に推計そのものは難しいんでございますけれども、過去の推移、新たな就業の拡大、これは女性のやはり就業の場が増えてくるだろうという傾向がございますので、平成7年で55.6%の就業人口割合ですけれども32年で60%程度まで増えるんじゃないかなという想定をいたしております。平成32年時点での就業人口は、ケースBでは1万7,200人を想定したものです。各産業ごとの推計をいたしておりますが、基本的にはこれらを参考に今後の計画をつくっていきたいということでございます。

推計については以上でございますが、21ページを次をご覧ください。

地域別のまちづくりの方向というページがございます。現在の旧町村別に地域を設定いたしまして、どんなことが課題になっているか、あるいはどんなことを重点的にやっていくべきかということで、ご注意申し上げますけれども、ここに書いてあることだけしかやらないという意味ではございません。現在ある課題を踏まえるとこのようなことが特徴的

に挙げられるということでございます。さらに、全市おしなべてやる事業、例えば福祉施策であるとか、こういうものはそれぞれの地域に限っているものではございませんので、これらは省いてございます。従いまして、現在考えられる重点化事業ということで、高富につきましては、やはり都市機能の集積を図るべきとか、それから交通の要所としての中心市街地の形成、インターチェンジの建設促進ということと幹線道路網の整備によるアクセスの向上ということ。それから、公共下水道整備を始めとする住環境の整備、それからインターチェンジができますとその周辺整備ということになります。それから、伊自良につきましては、農業の重点地域ということでございますので、クリーン農業を始めとする農業の振興。それから既存産業と住宅が混在をしております、いろいろな弊害も出ていくように聞いておりますので、このための生活環境整備が重要だということです。それから、北部地域、伊自良湖を中心とする都市近郊という利点を生かしたレクリエーションゾーンの整備、それから現在文化施設の集積が非常にございまして、図書館、美術館を始め、文化の里整備事業がございまして、こういった文化施設の集積を生かした文化の発信。美山につきましては、非常に狭隘な道路が多く、通って危険な箇所も多いということで、道路をまず整備する必要があるだろうということ。それから、県営産業団地の誘致推進を引き続き行う。それから水栓バルブ、木材等を中心とする既存産業の集積がせつかくある訳ですから、これらの更に振興を図る。それから、グリーンプラザみやまや、ふれあいバザールなど、集客ができる魅力ある観光、振興の場がございまして、これを中心としたレクリエーションゾーンとしての整備。それから、森林を守るということで、林業経営を支援しながら山を守っていきこうということで、間伐事業を推進もしながら、山を守っていききたいということで、地域別に特徴あるそういう事業を列挙してございます。

次にまいります。36ページでございます。

公共的施設の統合整備というタイトルが付してございますが、公共的施設の統合整備につきましては、当然なことではございますが、地域特性や地域バランスを考慮するとともに、市民生活に急激な変化を及ぼさないように配慮するということになります。新たな公共的施設を整備するに当たっても、当然財政事情を考慮いたしますし、その事業の効率性等も十分議論し、できれば既存施設を有効活用するなど、効率的な整備を図るということでございます。それから、これはもう既にご承知のことだと思っておりますが、新市の庁舎は高富町役場に置くものとし、伊自良村、美山町役場については支所になります。

次、37ページをご覧ください。

これは前回まで出しておりません財政計画でございます。財政計画でございますけれども、冒頭のところに書いてありますように、過去の実績あるいは経済情勢の変化、それから先程出しております人口の推移等を勘案しながら、合併後10年度間について普通会計ベースで作成しており、特別会計は省いております。作成に当たりましては、当該まちづくり計画に基づく主要事業、前回概ねご賛同いただいております主要事業の張り付け、それから市民負担、サービス水準に関する調整方針を承認していただいておりますので、こういったものに伴う財政計画。それから、当然合併しますと経費節減ということになりますので、その経費節減額。それから国からあるいは県から財政支援というものがございまして、これらを反映させて、基本的には堅実な財政運営を心掛けるようにしたいということでチェックをしております。

個々の歳入歳出項目について、簡単にご説明を申し上げます。

まず、歳入につきましては、地方税については過去の実績推移と今後の経済見通し、今後の経済成長がどうなるかということ、それから人口が多分減少するだろうということも踏まえながら、基本的には現行税制度を基本にして推計をしております。新聞報道によりますと、国等におきまして抜本的に国と地方の在り方、税を中心として検討するということも言われておるようでございますけれども、この内容はすべて逐一明らかになっている訳ではございません。現行の制度を基本にさせていただきたいということにしております。

それから、特に3町村の地方財政が依存してまいりました地方交付税でございます。平成12年、3町村の歳入に占める地方交付税の割合を見ますと、高富町と美山町は36%、伊自良村が55%ということで、収入の大半を地方交付税に依存をしています。従いまして、この地方交付税の見積もりに当たりましては、慎重に試算いたしております。まず1つは、合併の場合の算定替えという制度がございます。これは従前の合併協議会でもお尋ねがありまして、確か私も説明いたしましたけれども、県の委員からも補足的にご説明いただいたと思うんですが、合併してから10年間につきましては、今までの3町村が存続した場合に算定される地方交付税の額を下回らないように算定した額が交付されます。言い方が難しいんですけども、14年度の額をそのままもらえるということではなくて、合併しなかったらどうなるというものを算定して、3町村を足したものを下回らないような額がいただけるということになります。それから11年度から15年度までの期間につきましては、この増加していたものが段階的に縮減されるということで、要は15

年かけて調整をしよう。まず10年間は3町村、合併しなかったらという額がいただけで、その後の5年間について減少していくということになる訳です。この合併算定替えがございませう。それから、過去からの事業費補正・公債費算入分で、専門用語で難しいかと思うんですが、過去の事業をしたものについては交付税算入という制度がございまして、地方債を借りて事業をしたものについては交付税で返してあげますという制度がございまして、それで返ってくる分がございませうので、これも勘案せざるを得ない。それから、先程申しましたように、国の構造改革による影響額ということで、国がやはり小規模町村にどちらかと言えば厳しい方向で、地方交付税の見直し等を検討しておるようございませうので、やはり新市においても3万人という人口でございませうけれども、相当厳しい姿勢で地方交付税を見ざるを得ないということで、国の構造改革の影響があるものとして推計をいたしております。その上で合併による普通交付税の上乗せというのは約3.4億円ほどございませう。それから、特別交付税の上乗せ分というのが約5.6億円ございませう。その上で合併特例債、合併に当たって特別に使える地方債ですけれども、これが交付税としては返ってまいりますので、これの算入分を加算していくという算定をいたしました。今考えられるすべての項目について考えた上で地方交付税の算定をいたしましたということですので、ここを間違えませうと、将来の財政計画というものが全く危ないものになってしまいうので、非常に慎重に推計させていただきました。

それから、国庫支出金及び県支出金につきましては、これも過去の実績推移を踏まえております。これも国の構造改革の影響があるものと踏まえておりますが、合併市町村補助金ということで3億円ほどいただけることになっておりますので、この分を見込んでおりますし、当然、新市建設計画の中でまちづくり事業をやる中で、国庫支出金、県支出金が見込まれるものもありますので、これを収入に見込んでおります。

繰入金につきましては、繰入金と申しますのは基金との資金のやりとりなんですけれども、主要事業の実施等に伴う年度間調整をしたいということで、基金を効率的に活用していくということで推計をいたしました。

その他、合併後の市町村振興のために約17.7億円の基金を造成するという仕組みになっておりますので、この部分の利息収入分を見込んでおります。

38ページの10番、地方債につきましては、先程から述べておりますように合併特例債が事業分と言いますと約120億円発行できます。その分を見込むとともに、そのほか美山町におきましては過疎地域に指定されたということで過疎債を使うことができます

し、その他の事業をやる場合にはいろんな地方債を起こすことができますので、これらの発行分を見込んで推計をいたしております。

歳出につきましては、人件費ですけれども、これも先程協議していただきましたけれども、定員管理につきましては、これは厳しい見方をいたしております、人員は削減するという前提のもとに推計をいたしております。特別職等、例えば町村長を始めとして三役等につきましては、これは人数が減少いたしますし、議員につきましても最終的には26人以下ということになりますので、人件費削減効果というものを見込んで推計をいたしております。

物件費につきましても、事務経費削減ということで、物価上昇率を掛けてそのまま推計していくという方法もあるんですけれども、それをあえてせずに、物件費については節減をするという方針で臨んでおります。

扶助費につきましては、やはり高齢化が合併後には想定されますので、人口推計の中にも高齢化率が高まっていくという表になっていたと思うんですけれども、高齢化が進んでいくという前提のもとに、扶助費については負担が高まるという前提にいたしております。

公債費につきましては、これは公債費というのはいわゆる地方債で借りたお金を返していく額ですけれども、新たな地方債を起こすことは、合併特例債もその例外ではなくて、その他の起債も地方債に含まれることとなりますが、これに対する償還額を見込んで、積立金につきましては、先程申しましたように、合併後の市町村振興のための基金造成により積み立てていくという、17.7億円ほどの基金を積み立てることになっておりますし、先程申しましたように、事業をやる年とやらない年の調整を基金でいたしたいと思っております。

繰出金といいますのは、特別会計に対する資金供与ですけれども、国保、老人保健につきましては現行制度を基本としておりますが、下水道事業等、これから建設が始まるものにつきましては、これから経費がかかってくるだろうというものを見通した上での収支に配慮いたしておりますし、普通建設事業につきましては、先般、ここでいろんな事業をご説明いたしましたことをご了解がいただけたという前提のもとに、基本的にはその事業費、それからその事業費のほかに経常的に必要だろうと思われる額を見込んで推計をいたしております。

40、41ページ、縦横が入り組んでおりますので、横にさせていただいて見ていただい

た方がいいかもわかりませんが、10年間の見積もった数字的な結果がこのとおりでございます。

先程申しましたように、地方税につきましては、人口の減少分と、それから経済成長の分を合わせておりますので、基本的には多少増えるのではないかと、それから地方交付税につきましては、先程逐一ご説明申し上げましたように、さまざまな要素がここに入っております、何で増える減るといふことでは一概には申し上げられませんが、基本的には現実的な、現在ある制度を踏まえた上での現実的な数字を見込んでおります。

国庫支出金、県支出金につきましては、事業に伴って入ってくる数値ということで設定をしておりますので、基本的には減少傾向が見られますけれども、国全体あるいは県全体からしましても、国庫支出金は減少の方向にあるということでご理解を賜りたいということでございます。

地方債につきましては、先程申し上げましたように、基本的に事業に応じて合併特例債あるいは過疎債等、有効に活用するという方針のもとに計上しております。

歳出でございますけれども、人件費につきましては、特別職等の減少分も含めまして、一般職の職員についても減少していくという前提のもとに額は下がっていきます。

公債費につきましては、先程ご説明申し上げましたとおり、借りたものを返していくという前提のもとに、現在ある地方債、それから新しく借りる地方債を前提にこれだけのものを返していくという設定になっております。

物件費については物価上昇にもかかわらず、基本的には抑えていくということでございますので、増加はいたしておりません。

投資的経費の一番下の方を見ていただきますと、普通建設事業費につきましては先般ご説明申し上げました事業を張り付けていくということでございます。

非常に簡単でございますけれども、新市まちづくり計画の説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明をいたしました協議第22号の新市まちづくり計画につきまして、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

委員 財政計画については現段階で10年の推計をするということは極めて至難の問題だと思いますけれども、現時点で考えられる最大の配慮がされて、一応推計が出てきたことについては感銘をいたしました。ただし、来年3月までには相当の時間がある訳ですけれども、それについてまた修正があるということも予想されますし、情勢的には国内、国

外を問わず大いに変動があるものと承知をいたしております。

それと、今東海地震と叫ばれている東海沖の震災等については、本地域については特別な指定区域ではないというような判断である訳ですが、特に災害復旧費については現実に3,100万円というものが計上されておるということで、もちろんこれはその時点で大幅な修正があると思われましても、特にこれについては考慮がなされておるかどうかということをも一つ。

それから、数字を見つけておる者にはこれでわかる訳ですが、できればこの新市まちづくり計画の策定の段階ではこれを何かよくわかるようなグラフのような方式で表示される、数字も必要ですが、そのことをさっと見れるような方式でご検討いただくことを事務局の方に提案いたしておきます。

議長 事務局からお答えをいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

まちづくり計画は、今後どのような運命をたどるかと申しますと、一応ここである程度のご了解をいただけるということになりますと、県への協議ということになりまして、県に正式に協議いたしまして、県の方でもOKというのが出ますと、合併協議会に再度諮らせていただいて、最終決定のということになります。それほど時間がございません。この後、国から大規模な地方交付税の改定ですとか、税の改正、こういうものが出されてしまうと反映できないということになってまいりますが、この間に、もし何らかの情報が入りまして、盛り込めるということになると、当然県からも指摘があると思われましても、できるだけ反映させていただきたいと思われましても、まちづくり計画そのものは新市になってからでも、手続を経れば変更は可能です。

合併協議会としてはこの数ヶ月のうちには、皆さんご了解いただければご承認をいただいて、決着をしたいと思っておりますが、この後も新市においても変更は可能ですし、当然この財政計画そのものは10年間の間に何が起こるかわかりませんので、先程おっしゃったように、本当に大規模な震災というようなことが起こりますと、とてもこの金額では足りないということになってしまいますので、基本的には変更可能なものというふうにご了解いただきたいと思います。

先程震災等についてどこまで配慮しているかということですが、基本的に地震対策はきちんとやっていくというのは、先般ご説明申し上げました23ページの中で、(6)の安全防災という中で地域防災計画は、地震対策を含むということで計画をす

るということにしておりますが、もし本当に何か起こってしまった場合のいわゆるコスト、そういうところまでは財政計画の中ではここでは一切見込んでおりません。ご指摘のあったように、通常の災害ですね、風水害というふうに思っただけであればいいかと思いますが、これらのものは過去の実績を考慮しまして計算しておりますが、本当に大規模な範囲に起こってしまった場合には財政計画は、基本的に見直しということになります。

それから、もっとわかりやすくグラフでということですが、合併協議会の委員さんは当然なんですけども、住民の皆様にもわかりやすくしたいということで、現在資料づくりを進めておりまして、今後ご提供できるかと思いますが、ご指摘の趣旨、十分わかまえておりますので、何らかのものを提供したいというふうに思っております。

議長 よろしゅうございますか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、新市まちづくり計画につきましては、今の事務局から申しあげました計画作成の前に県との協議が必要となっておりますので、この原案をもとにいたしまして、県との協議を進めるべく、継続協議に付するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、協議第22号の新市まちづくり計画については、継続協議といたします。

次に、協議第8号の新市の名称についてのご協議をお願いいたします。

これについて、ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。

暫時後

何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようでございますので、事務局の方の提案をご説明いたします。

事務局長 大変僭越ではございますけれども、前回、今回と新市名称10個を提示いたしまして、前回、今回とご意見をお伺いしたところ、特にご意見がないということでございますので、非常に僭越ではございますけれども、事務局からこうしたらどうかというような形でご提案をさせていただきたいと思っております。

このままご意見がない状態でございますと、10個がそのまま絞られずに経過してしまうということで、新市の名称というのはどうしても決める必要がございます。逐一ご意見

を頂戴して皆様の意見が、全員の意見が一致するという事は非常に難しいのではないかと
いうふうに思っております。たまたま一つのものに皆さんの意見が一致するというのは
奇跡に近いという面もありますので、とりあえず小委員会でもそのようにしてまいったん
ですけれども、投票をしていただいたらどうかということをご提案申し上げます。

委員それぞれの皆様が投票していただいて、やはり数の多いものということでいかがか
というご提案でございます。どうやってやるかといいますと、小委員会でも幾度か投票を
いたしました、今10個ありますが、これを3つほどに絞ってはいかがかというふうに
思います。皆様からそれぞれ無記名で3つのものについてマルを打っていただいたもの
を出していただいて、これを集計させていただいて、どんな結果になるかわかりませんの
で、3つに絞れるかどうかわかりませんが、概ねそのような方法で絞らせていただいた
らどうか。その投票は本日行いたいというご提案でございます。

皆さんからご意見頂戴できればと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明を申し上げました。そのような投票によって3つぐらいに絞り
込みたいと、こういうことにご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議もございませんので、新市の名称候補の絞り込みにつきまして
は、投票で行うということにさせていただきます。

早速実施させていただきます。

事務局長 それでは、投票用紙を予め準備してございますので、マルを3つ。10個明
記してございますので、この上の欄に3つ丸印をつけてください。3つ以上付けられます
と基本的には無効になってしまいますので、注意していただいて、自分がいいと思われる
ものの上に3つ付けて、その後、投票箱で回収をいたしまして、若干集計の時間をいた
だきます。

お願いなんですけれども、事務局だけで集計してもよろしいんですが、立ち会って
いただいて確認をしていただきたいので、平野委員長さんがいらっしゃればお願いする予定
だったんですが、いらっしゃいませんので、副委員長の河口さんと上野さんに、その集計の
場に立ち会っていただいて、確認をしていただきたいということで、大変ご足労で申し訳
ありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、お配りさせていただきます。

(投票用紙配付)

事務局長 投票箱を回らせていただきます。まだ書いていらっしゃる方は結構ですので、お書きになった方は投票箱の方へお入れください。

副委員長、投票箱の確認をお願いします。

(投票箱点検)

事務局長 投票箱は空になっております。

それでは、ただいまより職員が回りますので、投票をお願いいたします。

(投票)

議長 それでは、長時間ご苦勞さんでございますが、今3時09分でございますので、20分まで休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時30分 再開

議長 時間も大変過ぎましたが、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

事務局長 ただいま傍聴者も含みまして、お手元の方にその結果を配らせていただきました。

ご覧のとおりでございますけれども、上段に得票数、そして下段に候補が記してございまして、開票には逐次副委員長2人に立ち会っていただきまして、適正に行われているということをご確認いただいておりますので、念のために申し添えておきます。

結果、最も多かったのが岐北市の19票、それから続きまして山県市の18票、それからすべて漢字の美濃山県市が10票と続いておりまして、先程3つを候補としてとりあえず第1回投票では絞り込みたいというふうに申しましたので、結果として、岐北市、山県市、美濃山県市を、特に順位を付けずに3つの候補として残したいというふうに思います。決選ということになるところですが、これについてはまたご協議をいただきたいと思いますんですが、とりあえずこの3つが残っているという状態でございますので、次回の協議会の中で基本的にはお決めにいただきたいと思いますというふうに事務局からお願いを申し上げます。

議長 それでは、ただいま事務局から発表させていただきました3つに絞り込んでいただきました。このあと一つに絞り込むことにつきましては、次回にしたいと、こういう提案でございましたが、皆さんよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、新市の名称候補につきましては、3つのうちから次回に1つに絞り込むということで決定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次回の合併協議会までにこれらの候補を十分検討していただきまして、次回の合併協議会においてはこれを1つに絞り込み、新市の名称を決定する投票を行いたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしということで、次回の合併協議会において新市の名称を決定するための投票を実施するというので、協議第8号の新市の名称については継続協議といたします。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、通常どおり8月1日の木曜日ということでお諮りしたいと思います。また、開催時間につきましては、本日と同様午後1時30分からということで、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、次回は8月1日木曜日の午後1時30分からと決定いたします。皆様には大変お忙しいところをそれぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせをいただきましてご参加いただきますようお願いを申し上げます。また、詳しい内容等につきましては、追って事務局より改めてご案内させていただく予定でございます。次回の会議における協議事項等につきまして、事務局の方から説明させていただきます。

事務局長 皆様ご承知のとおり、通常の協議事項については今日本日ご提案申し上げた分ではほぼ網羅してきたと思っております。あと残っておりますのは今ご投票いただきました新市名称の件、それから小委員会でご検討をお願いしております議員定数等、それからまちづくり計画につきましては、今後県との正式協議を経まして再度ご了解いただきたいというふうに思っております。

事務局の方では、再度漏らしているものはないかと十分検討いたしまして、幹事会あるいは町村長会議等でご確認をいただく作業をいたしますけれども、ほぼ終盤に入ってきているということで、これまでの皆様の協議に対する積極的なご意見あるいはご協力に対して感謝を申し上げます。次回はそのまとめということになりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議長 次に、レジュメに従いまして、5のその他でございますが、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 特にご意見もないようでございますので、それでは以上で本日の議題はすべて終了いたしました。

会議進行のご協力に対しまして感謝申し上げ、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3 時 3 7 分 閉会